

新相模原市行政改革大綱

第二次実施計画

～さがみの^{かぜ}風～

平成14年3月6日

相 模 原 市

第二次実施計画～さがみの風^{かせ}～

「さがみの風^{かせ}」は、職員の提案に基づくもので、サービス向上^さ、ガラス張りの行政^が、魅力の創造^み、能力向上^の、簡素・効率^か、全員参加^ぜという行政改革を推進する上で重要な6つの言葉の頭文字をつなげたものです。

「さがみの風^{かせ}」をキャッチ・フレーズに自治体CI*の考え方を取り入れた行政改革に取り組み、相模原市に新しい風を吹かせます。

- | | |
|-----------------|---|
| サービス向上 | 生活者である市民の視点から行政運営全般について見直しを行い、更なる市民サービスの向上を図ります。 |
| ガラス張りの行政 | 市政情報の公開・提供を積極的に進め、透明性の向上を図るとともに、市民との確固たる信頼関係を構築します。 |
| 魅力の創造 | 地方分権の進展、中核市への移行、市制施行50周年などを背景に、個性と魅力に溢れた相模原市を創造します。 |
| 能力向上 | 職員の意識改革を図り、政策形成能力等の向上に努めるとともに、相模原市の行政遂行能力の向上を目指します。 |
| 簡素・効率 | 厳しい財政環境のもと、限られた財源を有効に活用するため、常に、最少の経費で最大の効果をあげることを目指します。 |
| 全員参加 | 職員一人ひとりが自覚を持ち、主体的・積極的に行政改革に取り組みます。また、市政への市民参加・参画をより一層推進し、市民との「協働」による施策の展開を図ります。 |

* ~自治体CI(コーポレート・アイデンティティ)~

CIとは、コーポレート・アイデンティティの略であり、直訳すると企業や組織体の統一性、主体性を確立することになる。

自治体CIにより、相模原市や職員のイメージアップを図り、「相模原らしさ」を確立するためのさまざまな取り組みを行う。

第二次実施計画 ～さがみの風～

目次

	頁
取組みにあたっての基本的考え	
1．行政改革のこれまでの取組み	1
2．新大綱と第二次実施計画	1
3．計画の期間	2
4．数値目標	2
改善項目個票	
改善項目個票目次	7
未来を見据えた確かな行政運営の推進	11
1．電子市役所の実現	11
2．事務事業の見直し	15
3．民間委託等の推進	22
4．行政評価制度の拡充	25
5．行政サービスの向上	25
市民との協働による開かれた市政の確立	28
1．市民と行政の役割分担の見直し	28
2．市民との協働による市政の推進	28
3．行政の透明性・公正性の確保	29
4．受益と負担の適正化	30
5．補助金の適正化	31
簡素で機能的な行財政システムの再構築	33
1．組織・機構の簡素・合理化	33
2．定員管理の適正化	33
3．人事・給与制度の見直し	34
4．職員の意識改革と人材育成	35
5．公社等外郭団体の見直し	35
6．健全財政の推進	36
7．分権の推進	36
(参考資料): これまでの行政改革の取組み	38
厳しさを増す財政状況	40

取組みにあたっての基本的考え

1 行政改革のこれまでの取組み

本市は、「相模原市行政改革大綱」(旧大綱・平成7年12月策定)に基づき行政改革に取り組んできましたが、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の大きな変化など新たな時代に対応した行財政体制を確立するため、平成10年12月に「新相模原市行政改革大綱」(以下、「新大綱」という。)を策定しました。

新大綱では、市民と行政とのパートナーシップのもと、生活者の視点に立った効率的で信頼される市政運営を推進し、従来の発想や枠組みにとらわれない「体力ある行財政体制」を構築するため、

『新世紀のゆたかな市民生活を支える行政改革』

を基本理念に掲げ、

未来を見据えた確かな行政運営の推進

市民との協働による開かれた市政の確立

簡素で機能的な行財政システムの再構築

の3項目を基本方針としました。

また、この新大綱に基づき、具体的な改善内容、改善効果額、改善プログラムなどを定めた「新相模原市行政改革大綱実施計画」(便宜上「第一次実施計画」と呼ぶ。平成11年3月策定)を策定し、98項目134件の改善に努めてきました。

その結果、50億円の改善効果額という目標を大幅に上回る約74億円の成果をあげることができました。

2 新大綱と第二次実施計画

しかしながら、依然として厳しい経済情勢のもと、少子・高齢化、国際化、情報化などの社会潮流のうねりの中で、地方分権の推進、市民とのパートナーシップの拡大といった状況変化や中核市への移行などの新たな行政需要に的確に対応し、一層の市民サービスの向上を図るためには、引き続き、行政改革の着実な推進に努める必要があります。行政改革により行政システムの再構築を図り、市民の負託に応えうる確固たる行政体制を築かなければならないとの認識から、このたび、新大綱を見直すとともに、第二次実施計画(さがみの風)を策定しました。

第二次実施計画は、新大綱の理念や方針などの基本的な考え方を踏襲しつつ策定したものです。

新大綱の3つの基本方針と「さがみの風」との関係は、次のとおりです。

未来を見据えた確かな行政運営の推進	……	サービス向上、魅力の創造
市民との協働による開かれた市政の確立	……	ガラス張りの行政、全員参加
簡素で機能的な行財政システムの再構築	……	能力向上、簡素・効率

3 計画の期間

第二次実施計画は、平成14年度を初年度とし、平成16年度までの3か年を計画期間とします。ただし、職員定数に関する数値目標の達成年度は平成15年度です。

4 数値目標

市税等収納率の向上を図る。(平成16年度)

市 税	98.2%を	98.4%以上にする。
国民健康保険税	89.6%を	90.0%以上にする。
公共下水道使用料	96.1%を	99.0%以上にする。
保育料	98.3%を	98.5%以上にする。
市営住宅使用料	97.8%を	98.5%以上にする。

* 現年度分を対象。平成12年度決算の収納率を基準に平成16年度の目標を設定。

限られた財源のもと、地方分権の時代にふさわしい市民サービスを提供するためには、事業の選択や重点化を行うとともに、歳入の確保を図ることが重要です。長引く景気の低迷、企業経営の悪化、失業者の増大など社会経済情勢は大変厳しい状況にあり、ここ数年、市税などの収納率も低下傾向を示していますが、可能な限りの手段、対策を講じ、市民の理解・協力を得て収納率の向上を図ります。

平成12年度決算(現年分)の状況(単位:千円)

	調定額	収入済額	欠損額	収入未済額	収納率%
市 税	99,691,675	97,853,970	37,137	1,800,568	98.2
国民健康保険税	14,373,082	12,883,366	1,771	1,487,945	89.6
公共下水道使用料	6,730,303	6,471,121	0	259,182	96.1
保育料	1,415,044	1,390,345	0	24,699	98.3
市営住宅使用料	584,233	571,420	0	12,813	97.8

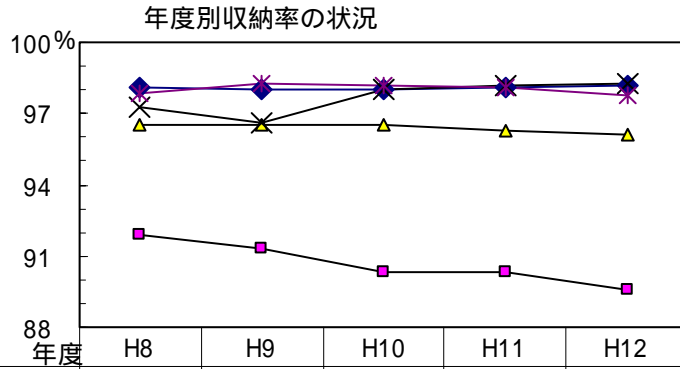
県内順位及び県内各市の状況(単位:%)

[]は県内順位

市名\区分	市 税	国民健康保険税	保 育 料	市営住宅使用料	公共下水道使用料
相模原市	98.2 [10/19]	89.6 [15/19]	98.3 [9/19]	97.8 [3/8]	96.1 [12/16]
県内各市平均	98.1	89.5	97.8	97.0*	97.1*

(注)・市営住宅使用料については、管理戸数が500戸以上の8市(横浜・川崎・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・相模原)を対象とした。

・公共下水道使用料については、企業会計方式の横浜、川崎、藤沢の3市を除く16市を対象とした。



◆ 市税	98.1	98.1	98.0	98.1	98.2
□ 国民健康保険税	91.9	91.3	90.4	90.3	89.6
△ 公共下水道使用料	96.5	96.5	96.5	96.3	96.1
× 保育料	97.3	96.6	98.0	98.2	98.3
＊ 市営住宅使用料	97.8	98.3	98.2	98.1	97.8

職員1人あたりの市民数を150人以上とする。(平成15年度までに)

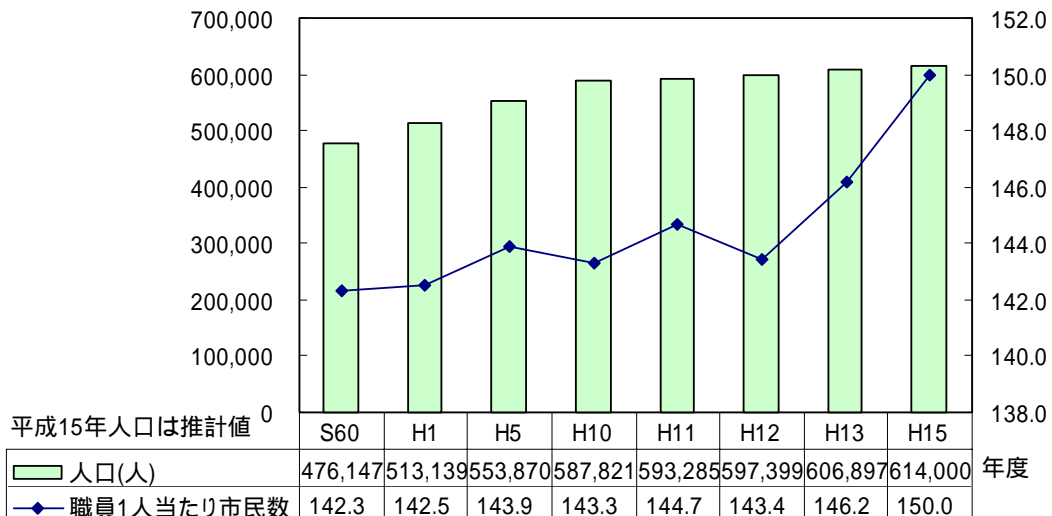
行政執行の効率性を表す指標の一つである「職員1人あたりの市民数」(市民数を職員定数で除したもの)について150人という数値目標を掲げ、民間委託の推進や退職者不補充等により職員数の抑制に努めています。

目標設定時(平成10年4月1日)の143.3人を基準に平成15年の推計人口(614,000人)で職員数を算出すると4,285人となりますが、目標値の150人の場合は4,093人となり、192人を抑制することとなります。

職員1人あたりの市民数(平成13年4月1日現在)

本市	146.2人
類似市23市の平均	125.5人(政令指定都市及びさいたま市を除く人口40万人以上の都市のうち、常備消防を市単独で保有している市)
県下19市の平均	119.8人

人口と職員1人あたり市民数の推移



類似都市職員（定数）1人当り人口（平成13.4.1現在）

【単位：人】

No	都市名	人口	職員定数	職員1人当り市民	No	都市名	人口	職員定数	職員1人当り市民
1	松山市	471,566	3,131	150.6	16	新潟市	524,824	4,460	117.7
2	金沢市	454,721	3,106	146.4	17	船橋市	548,528	4,693	116.9
3	相模原市	606,897	4,151	146.2	18	市川市	450,695	3,871	116.4
4	鹿児島市	547,591	3,814	143.6	19	宇都宮市	442,616	3,838	115.3
5	川口市	471,483	3,350	140.7	20	静岡市	469,735	4,192	112.1
6	浜松市	588,857	4,253	138.5	21	長崎市	421,106	3,936	107.0
7	姫路市	478,653	3,484	137.4	22	尼崎市	463,914	4,459	104.0
8	松戸市	464,691	3,500	132.8	23	倉敷市	430,201	4,155	103.5
9	横須賀市	427,671	3,374	126.8		平均	493,134	3,957	125.5
10	熊本市	659,942	5,283	124.9	企業会計等（病院、水道、交通）を除く。 （ただし下水道を含む） 企業会計等の定数が定められていない場合、 実人員を使用し、上下水道を合わせて定数を 定めている場合は実人員の按分とした。				
11	東大阪市	514,231	4,159	123.6					
12	西宮市	440,195	3,585	122.8					
13	大分市	436,000	3,555	122.6					
14	岡山市	625,329	5,233	119.5					
15	岐阜市	402,633	3,420	117.7					

3年間の市債発行額を300億円以内に抑制する。

（平成14年度から平成16年度まで）

* 一般会計の建設事業(南清掃工場建替整備推進事業を除く)に関わる市債発行額を対象とする。

多額の費用を必要とする道路や公園、河川、学校などの公共施設を整備する際に、その整備に要する資金の一部を政府や銀行などから借入れを行うことがあります。借入れた資金については翌年度以降、「公債費」として償還することになりますが、これを、市が負担する債務という意味で「市債」と呼びます。

公共施設は市民の財産であり、次の世代の市民もその便益を享受することとなります。

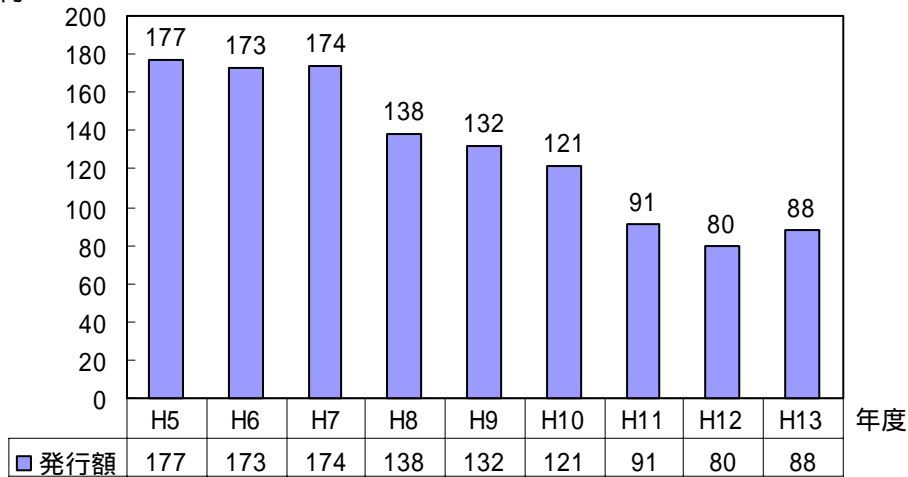
しかし、「公債費」という後年度負担は、財政の硬直化を招く要因にもなりかねないため、長期的な財政運営の観点から、市債の発行にあたっては事業の厳選に努め健全財政を維持する必要があります。

今回の数値目標の設定にあたっては、年度によって異なる財政需要に弾力的に対応するため、各年度ではなく3年間の総額を定める方法とします。

なお、南清掃工場については、築後22年が経過し老朽化が著しいため平成16年度から建替えを計画していますが、清掃工場は市民生活にとって不可欠な施設であり、建替えについて判断の余地がないものであるため、事業の厳選を目的に設定したこの数値目標の対象から除外するものです。

億円

一般会計の建設事業に関わる市債発行額

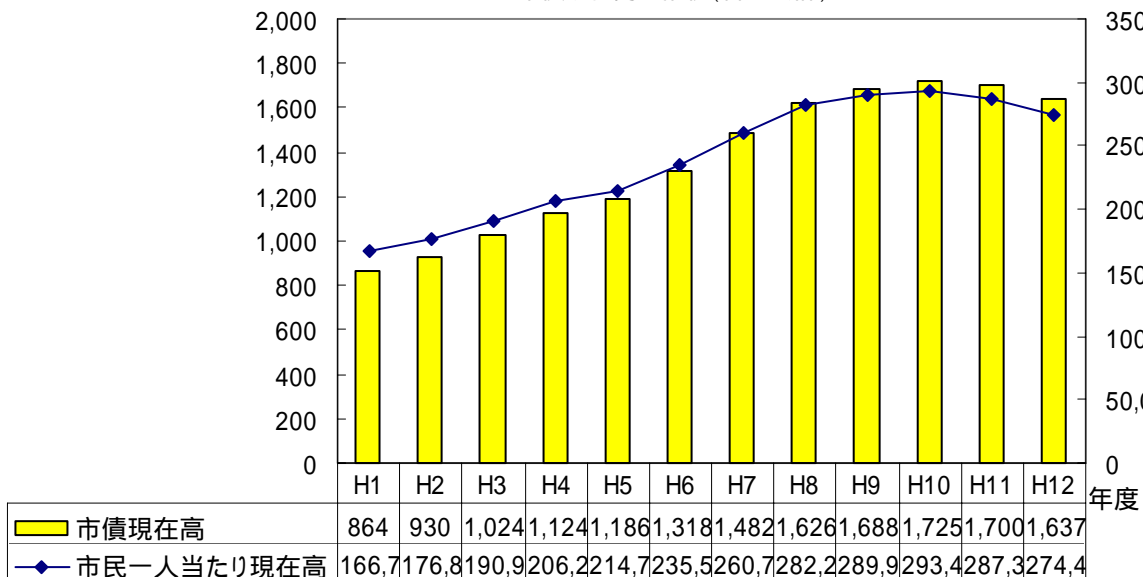


* 平成5～12年度は決算額、13年度は当初予算額。

市債現在高(億円)

市債現在高の推移(普通会計)

市民一人当たり
現在高(円)



改善効果額

新大綱の17の推進方策に基づき、99項目の改善に取り組み、約23億円の改善効果額を目指します。

推進方策	主な改善項目
<p>未来を見据えた確かな行政運営の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子市役所の実現 2. 事務事業の見直し 3. 民間委託等の推進 4. 行政評価制度の拡充 5. 行政サービスの向上 	<p>改善効果額 約18億2,900万円</p> <p>ICカードの活用、統合文書管理システムの開発 各種基本計画等の見直し、出張所機能の検討 公立保育所の管理運営の見直し 給食調理業務の委託、行政評価制度の充実 窓口業務のあり方の検討、W.W.W.運動の展開 など</p>
<p>市民との協働による開かれた市政の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民と行政の役割分担の見直し 2. 市民との協働による市政の推進 3. 行政の透明性・公正性の確保 4. 受益と負担の適正化 5. 補助金の適正化 	<p>改善効果額 約5,600万円</p> <p>団体事務局業務の見直し アダプト・プログラムの導入 市民活動促進事業の推進 パブリック・コメント制度の導入 分かりやすい市政情報提供の推進 使用料・手数料の見直し 各種事業における実費負担のあり方の検討 など</p>
<p>簡素で機能的な行財政システムの再構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組織・機構の簡素・合理化 2. 定員管理の適正化 3. 人事・給与制度の見直し 4. 職員の意識改革と人材育成 5. 公社等外郭団体の見直し 6. 健全財政の推進 7. 分権の推進 	<p>改善効果額 4億9,000万円</p> <p>庁内分権の推進、時差出勤制度適用職場の拡大 政策形成能力等の向上 公益法人等のあり方の見直し 市税等歳入の確保対策 職員提案制度の見直し 独自条例による施策の展開 など</p>

改善項目個票

改善項目個票目次

新相模原市行政改革大綱の基本方針と「さがみの風^{かぜ}」との関係は次のとおりです。
 未来を見据えた確かな行政運営の推進・・・「さ」サービス向上、「み」魅力の創造
 市民との協働による開かれた市政の確立・・・「が」ガラス張りの行政、「ぜ」全員参加
 簡素で機能的な行財政システムの再構築・・・「の」能力向上、「か」簡素・効率

未来を見据えた確かな行政運営の推進	11
1. 電子市役所の実現	11
(1)情報政策推進体制の強化	11
(2)行政事務情報化推進計画の見直し	11
(3)インターネットによる入札事務の省力化	11
(4)IC カードの活用	11
(5)グループウェアの拡充	12
(6)統合文書管理システムの開発	12
(7)財務会計オンラインシステムの再構築	12
(8)税証明自動交付機の導入	12
(9)地理情報システムの拡充	13
(10)建築確認申請等経過状況検索システムの開発	13
(11)道路情報管理システムの整備	13
(12)河川台帳管理システムの整備	13
(13)公共下水道台帳システムの拡充	14
(14)議会内LANの構築	14
(15)議事録検索システムの拡充	14
(16)当日投票管理システムの開発	14
2. 事務事業の見直し	15
(1)各種基本計画等の見直し	15
(2)大規模事業の見極め・見直し	15
(3)主要事業計画査定の見直し	15
(4)ビデオ広報の見直し	15
(5)テレビ広報の見直し	16
(6)市政世論調査の見直し	16
(7)職員録の廃止	16
(8)業務における危機管理対応策の検討	16
(9)公用車運行体制の見直し	17
(10)納税貯蓄組合事務の見直し	17
(11)老人医療費助成事業の見直し	17

(12)慰問品支給の見直し	17
(13)よいこの劇場の廃止	18
(14)児童厚生施設管理運営計画の策定	18
(15)出張所機能の検討	18
(16)融資預託金の預託方法の検討	18
(17)たてしな自然の村管理運営の見直し	19
(18)市営住宅の内装等の標準化	19
(19)公共下水道使用料賦課徴収事務の見直し	19
(20)八瀬川浄化施設の廃止	19
(21)教育委員会ニュースの廃止	20
(22)小中学校の施設管理方法の検討	20
(23)ふるさと絵本の廃止	20
(24)ブロック水泳大会(校外活動助成費)の廃止	20
(25)公立学校職員録の廃止	21
(26)公民館のあり方の検討	21
3. 民間委託等の推進	22
(1)男女共同参画推進センター管理運営の委託	22
(2)PFIの導入検討	22
(3)情報処理システム運用管理業務の委託	22
(4)公立保育所の管理運営の見直し	22
(5)老人福祉センターの管理運営の委託	23
(6)斎場管理運営の委託	23
(7)ごみ収集・運搬業務の見直し	23
(8)駅自由通路等維持管理業務の委託	23
(9)学校作業員業務の見直し	24
(10)給食調理業務の委託	24
(11)市民ギャラリーの管理運営の委託	24
(12)図書館の管理運営の見直し	24
(13)救急技術指導の促進	25
(14)(社)相模原市防災協会との連携強化	25
4. 行政評価制度の拡充	25
(1)行政評価制度の充実	25
5. 行政サービスの向上	25
(1)窓口業務のあり方の検討	25
(2)職員の接遇能力の向上	26

(3)市民の満足度調査の実施	26
(4)W.W.W.(誰が Who 何を What いつまでに When どのようにする)運動の展開	26
(5)自治体 CI 運動の展開	26
(6)市営自動車駐車場の利用促進	27
(7)休日における防火管理講習会の実施	27
市民との協働による開かれた市政の確立	28
1. 市民と行政の役割分担の見直し	28
(1)団体事務局業務の見直し	28
2. 市民との協働による市政の推進	28
(1)市民参加・参画の推進	28
(2)アダプト・プログラム(Adopt Program)の導入	28
(3)出張所機能の検討(再掲)	28
(4)市民活動促進事業の推進	29
3. 行政の透明性・公正性の確保	29
(1)パブリック・コメント制度の導入	29
(2)分かりやすい市政情報提供の推進	29
(3)オンブズパーソン制度の検討	29
(4)審議会等公開基準の見直し	30
(5)ホームページを活用した市議会情報の提供	30
4. 受益と負担の適正化	30
(1)使用料・手数料の見直し	30
(2)各種事業における実費負担のあり方の検討	30
(3)一般ごみ収集手数料の検討	31
(4)がん検診事業等の見直し	31
(5)公共施設駐車場のあり方の検討	31
5. 補助金の適正化	31
(1)補助金の適正化	31
(2)よい子の集い実行委員会補助金の廃止	32
(3)各種教育研究大会等分担金の見直し	32

簡素で機能的な行財政システムの再構築	33
1. 組織・機構の簡素・合理化	33
(1) 庁内分権の推進	33
(2) 機能的な行政組織の構築	33
2. 定員管理の適正化	33
(1) 適正な定員管理の推進	33
3. 人事・給与制度の見直し	34
(1) 人事・給与制度の見直し	34
(2) 手当等の縮減による人件費の抑制	34
(3) 時差出勤制度適用職場の拡大	34
4. 職員の意識改革と人材育成	35
(1) 政策形成能力等の向上	35
(2) 行政改革推進のための誘導方策の検討	35
(3) 消防団員の研修の充実	35
5. 公社等外郭団体の見直し	35
(1) 公益法人等のあり方の見直し	35
6. 健全財政の推進	36
(1) 公共工事のコスト縮減	36
(2) 市税等歳入の確保対策	36
(3) 公共施設への有料広告の掲示	36
7. 分権の推進	36
(1) 地方分権の推進	36
(2) 市政調査専門員制度の見直し等による政策形成機能の再構築	37
(3) 政策形成能力向上策の推進	37
(4) 職員提案制度の見直し	37
(5) 独自条例による施策の展開	37